

「宇野港宇野地区中長期ビジョン検討会」規約

令和7年3月19日制定

(名称)

第1条 本検討会は、「宇野港宇野地区中長期ビジョン検討会」(以下、「検討会」という。)と称する。

(目的)

第2条 検討会は、宇野港宇野地区の港湾機能の向上・にぎわい空間の創出に向けた方策等を検討し、「宇野港宇野地区中長期ビジョン」としてとりまとめることを目的とする。

(組織)

第3条 検討会は、別表に掲げる委員により構成する。

- 2 委員の追加・変更は、検討会の承認を得るものとする。
- 3 委員は、やむを得ない事情により検討会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(座長)

第4条 検討会に座長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 座長は会務を統括し、検討会を代表する。
- 3 座長に事故がある時、委員の互選により、その職務を代行する者を選出する。

(運営)

第5条 検討会は、座長が招集する。

- 2 検討会は、必要に応じて委員以外の者をオブザーバーとして参加させることができる。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、宇野港宇野地区中長期ビジョンのとりまとめが完了するまでとする。

(情報公開)

第7条 検討会の資料は、国土交通省中国地方整備局のホームページに公開することを原則とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。

- 2 検討会の資料及び議事要旨については、あらかじめ委員に確認の上、公開するものとする。

(事務局)

第8条 検討会の事務局は国土交通省中国地方整備局港湾空港部に置く。

(その他)

第9条 本規約に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、座長がこれを定める。

附 則

この規約は令和7年3月19日から施行する。

この規約は令和7年11月5日から施行する。

<別表>宇野港宇野地区中長期ビジョン検討会 委員名簿

【有識者】

橋本 成仁 岡山大学学術研究院 環境生命自然科学学域教授
石崎 晶子 (一社)日本プロジェクト産業協議会
国土・未来プロジェクト研究会瀬戸内WG 委員

【関係団体・企業】

玉置 明日夫 宇野港航路誘致推進協議会
石田 翔馬 宇野港港運協会
宮原 一郎 宇野港振興協会
堀川 文裕 宇野港フェリー協議会
伊達 元英 宇野港魅力向上委員会
山本 和子 うの港13
平本 清志 公益社団法人 岡山県バス協会
坂井 心 公益社団法人 玉野市観光協会
加藤 正枝 玉野商工会議所 女性会
竹内 大器 玉野商工会議所 観光交通委員会
古山 雄一 玉野商工会議所
栃折 太介 西日本旅客鉄道株式会社

【行政機関】

玉野市

岡山県

国土交通省 中国運輸局

国土交通省 中国地方整備局 宇野港湾事務所